

平成29年度当初予算編成方針のポイント

1 予算特別枠の設定

「おおいた創生加速枠」 20億円 (28 20億円)

平成29年度は、まずは、震災からの復興と景気回復に努めなければならない。さらに、来たる国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭、ラグビーワールドカップ2019の準備を本格的に進めるとともに、3年目を迎える「安心・活力・発展プラン2015」の取組を強化していくことが重要である。

こうした取組を通じて、国・地方をあげて取り組んでいる地方創生について、大分県の取組をさらに加速していくため、県政推進指針に沿って新規事業を積極的に要求できるよう、各部局の要求枠とは別に20億円の予算特別枠を設定

2 「大分県行財政改革アクションプラン」の着実な実行

財源不足額を圧縮し、財政調整用基金の取崩額を抑制するため、「行革マインド」を持って、引き続きアクションプランを着実に実行

【主な要求の枠組】

区 分	要 求 基 準
予算特別枠	「おおいた創生加速枠」 20億円
政策予算	平成28年度当初予算額の範囲内 ※過去の特別枠予算のうち、事務事業評価の結果等を踏まえ継続実施が求められる事業について、別途予算枠を付与
補助公共 ・ 県単公共	平成28年度当初予算額の範囲内 ※県単公共は防災・減災対策など緊急度の高い事業を優先
部局枠予算	平成28年度当初予算額の範囲内 ※地域課題対応枠は別途加算

平成29年度当初予算編成方針

国内景気は、雇用・所得環境の改善傾向が続く中、緩やかな回復基調が続いているとされる一方、アジア新興国や資源国等の景気の下振れなど、景気の下押しリスクが懸念されている。

国は、景気を下支えする総額28兆円規模の経済対策を決定し、補正予算を編成したところであり、29年度予算の編成では、32年度の基礎的財政収支の黒字化に向け、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとともに、無駄を徹底して排除しつつ予算の中身を大胆に重点化するとしている。地方の一般財源総額については、経済・財政再生計画で、27年度の水準を30年度まで実質的に確保するとしているものの、29年度地方財政収支の仮試算では、国・地方の折半対象財源不足額が前年度比3倍の1.8兆円にまで拡大しており、今後の地方財政対策の内容如何によっては厳しい状況が想定され、その動向を十分注視していく必要がある。

県内に目を向けると、景気は、熊本地震による観光面を中心とした下押し圧力が和らぎ、国内の景気動向に近づいている。この流れを確かなものとし景気回復を実現するため、国の補正予算を積極的に活用し、地域経済を下支えするとともに、29年度は、「安心・活力・発展プラン2015」（以下、「新長計」）に掲げる新たな政策・施策の取組を加速し、また、当面の課題である地方創生の実現に向け、着実に成果を上げていかなければならない。

当初予算編成にあたっては、限られた財源の施策推進効果が高い事業への再配分を進める中で、20億円の予算特別枠を設け、各般の施策に積極的に取り組むとしたところであり、その要領は次のとおりとする。

第一 全般的事項

29年度は、まずは、震災からの復興と景気回復に努めなければならない。さらに、国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭、ラグビーワールドカップ2019の準備を本格的に進めるとともに、3年目を迎える新長計の取組を強化していくことが重要である。こうした取組を通じて、国・地方をあげて取り組んでいる地方創生について、本県の取組をさらに加速していく必要があり、これら施策の推進に真に効果的な予算を要求すること。

他方、当初予算編成では、毎年度多額の財源不足が発生している。職員一人ひとりが引き続き「行革マインド」を持って、大分県行財政改革アクションプラン（以下、「アクションプラン」）に掲げた改革項目にしっかりと取り組み、漏らすことなく計上するとともに、後年度に計画しているものであっても前倒し可能なものは、積極的に織り込むこと。

また、新規事業や事業費の大幅な増要求などにあたっては、限られた財源と人員の中で執行が可能かどうかを十分に吟味すること。

部局横断的な政策課題については、事業効果が最大限に発現されるよう関係部局間で協議・調整を図り、施策の機能分担と体系を明確に

すること。

このほか、消費税の税率8%から10%への引上げが29年4月から2年半延期される中、引上げと併せ行う社会保障の充実分等については、国の予算編成過程で検討されることとなっているので、情報収集に努めること。

なお、予算編成における透明性を高めるため、要求の概要や廃止事業を公表するので留意すること。

第二 歳入に関する事項

1 県税

税制改正をはじめ、経済情勢等に留意するとともに、地方財政計画を考慮のうえ、徴収率向上対策を踏まえた年間収入見込額を計上すること。

2 地方交付税

地方財政計画等を考慮するとともに、県税収入の動向に留意のうえ、年間見込額を算定し所要額を計上すること。

3 国庫支出金

国庫補助金の新設等について、関係省庁のみならず幅広く情報収集し、確保・活用可能な国庫補助金等を計上すること。

地方創生推進交付金は、地域再生計画で位置づけられた事業について計上すること。

後進地域開発国庫負担特例法に基づく平成28年度事業に係る国庫補助の嵩上げ率は1.12であるので、事業費に充当することなく枠外財源で計上すること。

4 分担金及び負担金

市町村や受益者の負担割合の適正化を図るとともに、歳出に見合う収入見込額を計上すること。

5 使用料及び手数料

受益者負担を原則とし、歳出に見合う収入見込額を計上すること。

6 財産収入

県有財産総合経営計画に基づき、処分や貸付を進めることとするが、地価の動向等を十分勘案して計上すること。

7 基金繰入金

特定目的基金については、従来の充当事業を適宜見直し、積極的な活用を図ること。

8 諸収入

貸付金の滞納整理強化等により償還金収入の確保を図ること。

また、受託事業を実施する場合には、人件費を含めた適正な必要額を計上すること。

9 県債

地方財政計画、地方債計画等に基づき、所要額を要求すること。

なお、アクションプランに掲げる県債残高目標に留意のうえ、発行抑制に努めること。

第三 歳出に関する事項

28年度当初予算額（一般財源等ベース、以下同じ）に対し、各部署ごとに、次に示す基準の範囲内で要求すること。

また、28年度に実施した事務事業の点検結果に基づく予算と決算の乖離額については、その一部を事業の再配分に活用するが、残余については、その原因を確認のうえ、3月補正で大幅な減額を行うことのないよう要求額を是正すること。

1 政策的経費

(1) おおいた創生加速枠予算

新長計に掲げる新たな政策の展開にあたり、当面の課題である地方創生の実現にも向け、各部署の要求枠とは別に20億円の予算特別枠を設けるので、県政推進指針に沿って、ソフト事業を中心に創意工夫を凝らした新規事業を積極的に要求すること。

(2) 政策予算（県単公共を除く）

28年度当初予算額から、26年度特別枠予算の整理分を含む特殊要因分（シーリング対象外経費）を控除した後、28年度予算における節約額及び上記特殊要因分を加算した範囲内とする。

なお、過去の特別枠予算のうち、事務事業評価の結果などを踏まえ継続的な実施が求められる事業については、その予算枠を別途付与することとし、その要領は別途指示する。

(3) 公共事業費

① 補助公共

補助事業及び国直轄事業負担金については、国の概算要求の伸び率を十分に勘案のうえ、28年度当初予算額（地方負担額ベース、以下同じ）の範囲内で要求すること。

また、災害復旧事業及び災害関連事業のうち、過年発生分は、年間所要額を要求し、現年発生分は28年度当初予算額の範囲内で要求すること。

② 県単公共

防災・減災対策など緊急度の高い事業を優先し、28年度当初予算額の範囲内で要求すること。

2 経常的経費

管理予算については、年間所要額を十分精査し要求すること。

部局枠予算については、28年度当初予算額（一般財源等ベース）から、28年度地域課題対応枠分を減算した範囲内で要求すること。また、新長計に掲げる「特徴ある地域づくり」を進めるため、地方機関の提案に基づき地域における諸課題に対応する要求枠「地域課題対応枠」を引き続き設けるので、関係機関と調整のうえ積極的に要求すること。

3 個別経費の取扱い

(1) 補助金・負担金

効果や緊急性が低下した補助金、負担の適正化や融資など他の措置によることが可能な補助金及び少額補助金は、廃止・縮減を図ること。

また、各種団体・協会等への負担金については、加入の適否や負担額の妥当性を厳しく見直し、廃止・縮減を図ること。

(2) 貸付金

民間資金の動向や貸付団体の運営資金の実態等を十分考慮し、貸付枠や貸付利率、金融機関への預託比率、末端金利等を機動的に見直すこと。

(3) 委託料

県民サービスの向上や効率化が図られる事務については、アウトソーシングの活用を図ること。

庁舎管理運営委託料等については、業務の仕様の見直し等により節減を図ること。

(4) 印刷経費・イベント経費の見直し

27年10月2日付けで通知した「行財政改革の取組としての物件費等の節減について」を踏まえ、カラー印刷やコピー用紙の経費を削減するとともに、冊子、パンフレット等の簡素化・電子化によりコスト削減を図ること。また、継続的に行われているイベントや大会、講演会等について、必要性を検証したうえで廃止、縮小すること。

(5) 県有建築物の改修

県有建築物保全工事調整会議（以下、「調整会議」）において、改修対象とされた大規模施設などの予防保全工事については、設計委託等も含め土木建築部において一括要求すること。また、事後保全工事については、調整会議で採択された額を各部局において財源を捻出し、必ず要求すること。

(6) 国の交付金による基金事業

国の予算等の動向にも十分留意し要求すること。なお、事業期間が終了するものについては、原則として県費への振替えは認めない。

4 債務負担行為

後年度における経費支出を義務付けるものであることから、設定にあたっては慎重を期すること。

第四 他会計に関する事項

一般会計に準じて要求すること。

第五 公社等外郭団体に関する事項

公社等外郭団体に関する指導指針等に基づき、指導監督を徹底するとともに、経営悪化が見込まれる団体については、経営改善計画を速やかに策定させ、計画の着実な実行に向けた進行管理及びフォローアップを主体的に行うこと。また、アクションプランで取り組むこととしている出資金の引上げなど県の財政・人的関与のあり方について抜本的に見直すこと。

平成29年度当初予算要求基準

区 分		28当初	29当初
政策的経費 (A経費)	予算特別枠	<ul style="list-style-type: none"> ・ おおいた地方創生推進枠（20億円） 平成28年度県政推進指針に掲げた重点項目に係る要求（廃止基準額の2倍まで要求可能な人口増加対策に直接資する新規事業 ※予算額は後年度要求枠の整理対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ・ おおいた創生加速枠（20億円） 平成29年度県政推進指針に掲げた重点項目に係る要求
	政策予算 (県単公共を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 27年度7月現計予算額から25年度特別枠予算の整理分及びシーリング対象外経費を控除した後、当該控除後の1割（廃止基準額）を減算し、27年度予算における節約額及び上記シーリング対象外経費を加算した範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 28年度当初予算額の範囲内 要求枠には、28年度に実施した事務事業の点検結果（以下、「点検結果」）に基づく是正額を減算し、28年度予算における物件費等の節約額を加算 なお、シーリング対象外経費（過年度特別枠予算を含む）については、点検結果を踏まえた所要額
公共事業費	補助公共	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概算要求の伸び率を十分勘案のうえ、27年度7月現計予算額の範囲内 ・ 災害復旧及び災害関連事業のうち、過年は年間所要額、現年発生分は27年度7月現計予算額の範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概算要求の伸び率を十分勘案のうえ、28年度当初予算額の範囲内 ・ 災害復旧及び災害関連事業のうち、過年は年間所要額、現年発生分は28年度当初予算額の範囲内
	県単公共	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・減災対策を中心に27年度7月現計予算の範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・減災対策を中心に28年度当初予算の範囲内
経常的経費 (B経費)	管理予算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費、扶助費、公債費等の義務的経費については所要額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義務的経費（人件費、扶助費、公債費）については所要額、その他の経費については点検結果を踏まえた所要額
	部局枠予算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度当初予算額の範囲内 ・ 地域における諸課題に対応する要求については、上記枠に加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度当初予算額の範囲内 要求枠には、点検結果に基づく是正額を減算し、地域における諸課題に対応する要求額を加算

※ 予算額は、一般財源等ベースを示す。ただし、公共事業については地方負担額ベースとする。